

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年10月13日

「誰かを支えるあなたも支える。」
11月は「ケアラー月間」です。

埼玉県では、11月をケアラー月間として、ケアラーの方が孤立しない社会の実現を目指し、集中的な広報啓発を行っています。

「誰かを支えるあなたも支える。」をテーマに様々な取組を実施します。

記

1 ケアラー月間について

(1) 時期

令和5年11月1日（水曜日）～令和5年11月30日（木曜日）

(2) 主唱

埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県社会福祉協議会

(3) 協力

市町村、市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会、福祉・医療・法律・経済・労働・教育関係団体、報道機関 等

2 ケアラー月間中の主な取組

(1) 特別番組 キンタロー。と考える「ビジネスケアラー」

ビジネスケアラー（仕事をしながら介護をする方）の体験談や、仕事と介護の両立のための心構えや知識について、タレントでケアラー経験のあるキンタロー。さんと一緒にお送りします。

●日時

令和5年11月5日（日曜日）19時00分～20時00分

テレ玉（地デジ3 ch）で放送

●出演者

キンタロー。氏（タレント）

川内 潤 氏（NPO 法人となりのかいご代表理事） ほか

●見逃し配信について

県公式チャンネル（サイタマどうが）にて

令和5年11月5日（日曜日）20時00分から配信します。

（2）ケアラー月間パネル展

●日時

令和5年10月16日（月曜日）～令和5年11月30日（木曜日）

●会場

県内複数市町村で順次開催

実施市町村や会場は県HPをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carer/r5carergekkanpanelten.html>

（3）ケアラー月間メッセージ動画

キンタロー。さんによるメッセージ動画を放映します。県HPのほか、県内市町村や協力企業のデジタルサイネージなどでご覧いただけます。

●放映期間

令和5年10月16日（月曜日）～令和5年11月30日（木曜日）

●県公式動画チャンネル

・（15秒 ver.）<https://youtu.be/f6xIqa50Idg>

・（30秒 ver.）<https://youtu.be/rcXEeqv2q4>

（4）その他の取組

- ・介護者サロン設置・運営支援研修
- ・働き方改革セミナー（今日からできる！従業員の介護離職防止対策～経営戦略としての「仕事と介護の両立支援」～）
- ・労働セミナー（仕事と生活の両立支援セミナー）
- ・ヤングケアラーサポートクラス（出張授業）
- ・ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修

- ・ 県政出前講座「ヤングケアラー支援スタートブックについて」
- ・ ヤングケアラーズミートアップ（ヤングケアラー、若者ケアラー、元ヤングケアラーの集い）
- ・ ケアラーズスクール（介護にあたっての心構えや情報を得るための教室）（SOMPO ケア(株)主催）

(5) 市町村、企業・団体による取組

- ・ 市町村の取組

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carer/r5carergekkansichousontorikum.html>

- ・ 企業・団体の取組

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carer/r5carergekkandantaikigyoutorikumi.html>

<参考>ケアラーとは（埼玉県ケアラー支援条例第2条）

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーです。

- 令和5年度ケアラー月間に関する県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carer/r5carergekkan.html>

3 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部地域包括ケア課地域包括ケア担当

電子メール a3250-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3266

FAX番号 048-830-4781